

Ontrack® EasyRecovery™ 10 使用許諾契約書

【重要な通告】 本ライセンス契約書（以後、「本契約書」と称します）は、お客様（個人だけでなく法人も含まれます）と Kroll Ontrack Inc. およびその子会社（以後、「Kroll Ontrack」と称します）との間で結ばれる法的契約書になります。いかなる方法であれ、本ソフトウェアをインストールもしくは使用した場合、お客様は本ライセンス契約書の条件を読み、内容を理解し、その条件を承認したものと見なされます。もし、これらの条件に同意できない場合、いかなる形であれ、本ソフトウェアをインストールもしくは使用することはできません。

【ライセンスの許諾】 本契約書の条件（ライセンス料の支払いも含まれます）に従い、Kroll Ontrack はお客様に対して、本ソフトウェアおよびそのアップデートやアップグレード（まとめて「本ソフトウェア」と称します）、ならびにそれらに関連したユーザーガイド、インストールガイド、もしくは補足的なガイド（まとめて、「本資料」と称します）にアクセスして使用するための非独占的、譲渡不可、取消可能、かつ限定的なライセンスを、単一のコンピュータもしくは単一の場所にあるワークステーションに対して許諾します。本ソフトウェアは、単一のドライブにおいて1つあるいは複数のファイルを復旧、もしくは復旧を試みた場合に「使用した」と見なされます。「復旧」とは、「ファイルのコピーを作成すること」と定義されます。「単一のドライブ」とは、単一で、独立した記憶装置（単一ユニットのハードディスクドライブ技術を使ったものや、外部直接接続の単一ユニットの記憶装置（USB）、FireWire、eSATA など）、またはその他のリムーバブルメディアカートリッジ（フロッピーディスク、CD、DVD など）として定義されます。

【加入契約条件】 お客様は、購入時点で合意した更新可能なライセンス条件に従って、本ソフトウェアおよび本資料を使用し、かつこれらにアクセスできる権利を有します。本期間の終わりに、お客様のライセンスおよびそれに関連した権利は自動的に期限が切れます。ただし、お客様が、その期限切れ時点において Kroll Ontrack が使用している条件に従って、加入契約を更新した場合を除きます。お客様が本契約書の条件を遵守されなかった場合にも、本ソフトウェアの使用ライセンスが取り消されます。

【トライアル版のライセンス】 Kroll Ontrack もしくはその正規再販業者または代理店より本ソフトウェアのトライアル版を入手した場合は、本契約書の条件に従い、期間限定で評価目的でのみこれをご使用になれます。本ソフトウェアのすべての機能を使用するためには本ソフトウェアの正規ライセンスをご購入になる必要があります。本ソフトウェアのトライアル版の期間が満了もしくは終了した場合には、お客様に与えられたすべての権利が終了し、もし正規ライセンスを購入されない場合には、本ソフトウェアがまったく使用できなくなります。ライセンスを購入されない場合、本ソフトウェアのトライアル版をアンインストール、もしくはその他の方法で廃棄しなければなりません。これには本ソフトウェアのすべてのコピーが含まれます。

【MSP ライセンス】 お客様が、ソフトウェアおよびシステム管理サービスを提供するサービスプロバイダまたはマネージドサービスプロバイダ（まとめて「MSP」と称します）の場合、本契約書の条件に従い、お客様は本ソフトウェアと本資料を使って、1回につき1人の顧客に対して前述のサービスを提供できます。1つの本ソフトウェアのライセンスで、同時に複数の顧客にサービスを提供することは禁止されています。MSP は、ホストしたソフトウェアソリューション経由であれ、あるいはリースしたハードウェアソリューション経由であれ、顧客による本ソフトウェアへの直接的なアクセスやその使用を許可していません。さらにまた、MSP は自身の内部的な業務用に本ソフトウェアを使用しないものとします。

【第三者使用】 お客様が、ネットワーク管理、モニタリング、実施、コンサルティング、またはその他のアウトソーシングサービスなどのサービスを実行してもらうために第三者（「コンサルタント」と契約されている場合、本コンサルタントは、当該契約を実行してお客様に利益を与えることのみを目的として、お客様にライセンスされている本ソフトウェアおよび本資料を使用できます。ただし、お客様は、本コンサルタントが本ソフトウェアおよび本資料を、必ず本契約書の条件に従って使用するよう指導する必要があります。前述にかかわらず、本コンサルタントはお客様のライセンス下では、自己の内部的なビジネス上の使用のために本ソフトウェアを使用することは認可されていません。本コンサルタントが本ソフトウェアおよび本資料の使用に関して行ったこと、もしくは行わなかったことについて、お客様は Kroll Ontrack に対して責任を負うものとします。

【その他の制限】 以下のことは禁止されています。（a）本ソフトウェアから製品 ID、著作権やその他の通知、または所有制限に関する条項を削除すること。（b）本ソフトウェアまたは本資料を他人に販売、リース、コピー、または配布すること。（c）本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、分解、逆コンパイル、または修正を行うこと（そのような制限が法律で明示的に禁止されている場合は除く）、もしくは（d）本ソフトウェアを競合他社の分析目的で使用すること。

また、お客様は、本ソフトウェアを使用して商業的もしくは金銭的な利得を図ることも禁止されています。そうした活動には技術的サービスまたはコンサルティングのサービスを行うことが含まれますが、これらに限るわけではありません。Kroll Ontrack は、前述の制限が遵守されていることを確認するために監査を行う権利を持つものとします。これは、通常の営業時間に行われ、かつ監査の前には相当な事前通知をお客様に対してに行うものとします。お客様は、バックアップもしくはアーカイブファイル（多数のファイルをまとめて圧縮したものなど）を目的として本ソフトウェアのコピーを1部のみ作成できます。

【譲渡】 本契約書下での権利または義務を、Kroll Ontrack の明示的な書面による了解なしに、他者に譲渡することは禁止されています。 Kroll Ontrack の同意なしで本契約書を譲渡しようとすることは、無効と見なされます。

【著作権及び所有権】 本ソフトウェアとそのソースコード、および本資料は、Kroll Ontrack およびその第三者ライセンサの独占的な所有製品であり、著作権法ならびにその他の知的所有権法により保護されています。 本ソフトウェアはライセンスされるのであって、販売されるものではありません。 お客様の取得する権利は本ソフトウェアおよび本資料を使用する権利のみであり、本ソフトウェアおよび本資料におけるいかなる権利も、明示的か黙示的にかかわらず取得していません。 Kroll Ontrack およびその第三者ライセンサはいかなる時点においても、本ソフトウェアおよび本資料に関して、知的所有権を含むすべての権利、権原、および利権を保持するものとします。

【商標】 本ライセンス契約書に記載されている Ontrack、EasyRecovery、およびその他の Kroll Ontrack のブランド名や製品名は、米国およびその他の国における Kroll Ontrack Inc. およびその親会社である Kroll Inc. の商標ならびに登録商標です。 その他のすべてのブランド名および製品名はそれぞれの所有者の商標です。

【輸出に関する制限】 お客様は、米国およびその他の国の法律や規則（以後、「輸出管理法」と称します）を完全に遵守することに同意されるものとし、かつ、（1）本ソフトウェアを輸出する際には、輸出管理法に直接的か間接的かを問わず違反しないこと、もしくは（2）本ソフトウェアを輸出管理法で禁止されている目的（核、生物・化学兵器の拡散防止を含みますが、これらに限るわけではありません）のために使用しないこと、に同意されるものとし、

本ソフトウェアもしくはそれに付随するいかなる情報やテクノロジーも、（i）米国が製品の輸出を禁じている国（もしくは、その国民およびその居住者）、（ii）米国財務省の特別指定国リスト（Specially Designated Nationals List）、または米国商務省の発注拒絶表（Table of Denial Orders）に記載した人物に対して、ダウンロードまたはその他の方法で輸出または再輸出されないものとします。 お客様が本ソフトウェアをダウンロードまたは使用した場合、上記条件の遵守に同意したことになり、上記の国に居住していないこと、あるいはその管轄下でないこと、もしくは国民ではないこと、あるいは居住者でないこと、また上記のリストに含まれる人物ではないことを、表明・保証したことになります。

【保証の免責】 本ソフトウェアおよび本資料は「現状のまま」配布されるものとし、本ソフトウェアのダウンロードもしくは使用の際におけるすべての責任はお客様ご自身が負われるものとし、法律またはその他条例等による明示的または黙示的な保証はありません。 Kroll Ontrack は、個々の目的に対して商品性や適合性があるかどうかの黙示的な保証はしません。 Kroll Ontrack は、本ソフトウェアが他者の権利を侵害していること、それがお客様の要件を満たすこと、またはその運用が障害、中断、ウィルス感染なく行われことを保証しません。

【責任の制限】 いかなる場合でも、Kroll Ontrack は、本ソフトウェアを使用することから生じた、もしくは本ソフトウェアを使用する責任から生じた、直接的、間接的、特別、偶然、または結果的な損害をはじめとするあらゆる損害（これには、業務または利益の喪失、業務の中断、業務情報の喪失、その他の金銭的損失など一切の損害が含まれますが、これらに限るわけではありません）に対して、それが契約に基づくものであるか否かを問わず、また不法行為もしくはその他の法的根拠によるものか否かを問わず、またたとえ当該損害の可能性を Kroll Ontrack が事前に通知を受けている場合であっても、一切の責任を負いません。 ただし、一部の州では付随的損害または結果的損害の排除または制限が認められていないため、上記制限または排除が適用されない場合もあります。

【雑則】 本契約書のいずれかの条項が無効となっても、他の条項の有効性が損なわれることがないことを両当事者は同意するものとします。 本契約書はミネソタ州の法律、すなわちミネソタ州の住民同士が結ぶ契約で、かつミネソタ州内ですべて履行される契約に適用される法律に準拠するものであり、本件の各当事者は、ミネソタ州裁判所をその専属的管轄裁判所とすることに同意するものとします。 国際物品売買契約に関する国連条約（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods）は適用されません。 各当事者は、自身およびその関係者を代表して、本契約書から（もしくはそれに関連して）生じたいかなる訴訟行為もしくは法的手続きに関しても、法律の許す最大限の範囲において、意図的、自発的、かつ自主的に、陪審員による裁判を受ける権利を放棄するものとします。 前述の権利放棄は、契約から生じたものであるか、不法行為によるものか、あるいはその他の理由によって生じたものであるかにかかわらず、すべての訴訟行為もしくは法的手続きに適用されます。 また、各当事者は、自身およびその関係者を代表して、従業員、役員、または取締役、もしくはその関係者を、上記の訴訟行為もしくは法的手続きに当事者として参加させないということに同意するものとします。 これはお客様と Kroll Ontrack の間の完全なる合意であり、本件に関する書面または口頭による一切の事前の、または事後の契約（注文書に記載されている条件も含む）に代わるものです。

【米国政府の制限付き権利】 本ソフトウェアに含まれる「商業用コンピュータソフトウェア」および関連資料の意味は、連邦調達規則（「FAR」）2.101、12.212、および 27.405-3、および連邦防衛調達規則追補（「DFARS」）227.7202 および 252.227-7014（a）（1）に則ったものです。 本ソフトウェアは、Kroll Ontrack およびその第三者ライセンサの独占所有物です。 お客様は必ず、すべてのユーザー（従業員、職員、代表者、または米国政府の機関を含みますが、これらに限るわけではありません）が、本契約書下で明示的に許可した場合にのみ、本ソフトウェアを使用する許可を与えられるようにするものとします。 FAR 12.212 および DFARS 227.7202 に従い、お客様もしくは政府機関、または法人のいずれも、本ソフトウェアに関して、本件に明示的に定める商業ソフトウェアライセンスの権利を除き、いかなる所有権、ライセンス、またはその他の権利も受け取らないものとします。 FAR/DFARS の適用対象となる契約者・製造会社は、Kroll Ontrack Inc. であり、その住所は 9023 Columbine Road, Eden Prairie, MN 55347 です。